

# 農林水産大臣管轄漁場における区画漁業権漁業内容

九州漁業調整事務所

漁業権番号	漁業種類及び漁業の名称	漁業時期	存続期間	免許年月日
農区第1号	第1種区画漁業かきひび建養殖業	1/1～12/31	H25/9/1～H30/8/31	H25/9/1
農区第2号	〃	〃	〃	〃
農区第3号	〃	〃	〃	〃
農区第4号	〃	〃	〃	〃
農区第11号	第3種区画漁業かき養殖業	1/1～12/31	H25/9/1～H30/8/31	H25/9/1
農区第12号	〃	〃	〃	〃
農区第13号	〃	〃	〃	〃
農区第14号	〃	〃	〃	〃
農区第201号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9/1～翌4/30	H25/9/1～H30/8/31	H25/9/1
農区第202号	〃	〃	〃	〃
農区第203号	〃	〃	〃	〃
農区第204号	〃	〃	〃	〃
農区第205号	〃	〃	〃	〃
農区第206号	〃	〃	〃	〃
農区第207号	〃	〃	〃	〃
農区第208号	〃	〃	〃	〃
農区第209号	〃	〃	〃	〃
農区第210号	〃	〃	〃	〃
農区第211号	〃	〃	〃	〃
農区第212号	〃	〃	〃	〃
農区第213号	〃	〃	〃	〃

